

給付課からのお知らせ

「高額療養費・付加金」の請求を忘れずに!

申請が必要です

病院などにかかったとき、自己負担額が医療機関ごとに月に21,000円を超えた場合は「高額療養費・付加金」として20,000円を控除した額が支給されます(100円未満切捨て)。

診療月単位、受診者ごと、医療機関ごと、医科・歯科別、入院・外来・調剤別に21,000円以上のものが対象となります。

※同じ医療機関(総合病院・大学病院など)であるとしても、入院で21,000円以上、外来で21,000円以上ある場合が対象です。
<高齢受給者の方は、月の合計が21,000円以上(高齢一般の方は、外来は18,000円以上)が対象です。>

例:1月に同じ病院(外来)で3回受診した場合

1日	5日	14日	20日	31日
自己負担額	16,800円	600円	8,300円	
3日間合計	25,700円 - 20,000円 = 5,700円 ← 付加金			
	※合計が21,000円以上なので支給対象			

「負傷原因のお問い合わせ」について

ご協力をお願いします

骨折・打撲などの外傷性のケガで受診された治療について、負傷した原因と状況の調査を行っておりますので、回答にご協力をお願いいたします(みなさまの健康保険料を適正に使うため、保険給付の確認の調査です)。

お問い合わせ先 給付課 TEL 03-3265-0305



予告 大腸がん検診 郵送検診 を実施します

詳しくは5月号でご案内

大腸がんは早期に治療を行えば、高い確率で完全に治すことができます。健保組合が実施する郵送大腸がん検診は、自宅で実施可能な検査です。詳しくは次号5月号でお知らせしますので、この機会にぜひお申し込みください。

40歳以上(1987年3月31日以前生)の被保険者および被扶養者を対象に実施します。

便潜血検査で行います

腸にがんができると便に血液が混じるため、便の一部を採取して、わずかな血液の有無を調べます。

若年層健康年齢通知をご自宅へご案内を送付します

令和6年度・7年度に健診を受診された、40歳未満で生活習慣の改善が必要な方へ「健康年齢レポート」をお送りします。同年齢の方とのからだ年齢の比較・生活習慣改善のアドバイスが記載されています。ぜひ、ご自身の健康づくりにご活用ください。



お問い合わせ先 健康管理課 健康推進係 TEL 03-3265-0307

令和8年
4月から

被扶養者認定の年間収入は、労働契約で定められた賃金が基準とされます

被扶養者の認定日が令和8年4月1日以降となる者について適用します。

なお、具体的な対応方法については事業所あて通知(令和8年2月20日付)と当組合ホームページをご覧ください。



令和8年
6月から

入院時の食事の負担額、生活療養の負担額が引き上げられます

昨今の物価高等を踏まえ、入院時の食事の負担額、生活療養の負担額が昨年に続いて引き上げられます。

■ 食事の負担額 (1食あたり)	510円 → 550円
■ 居住費の負担額 (1食あたり)	370円 → 430円

